

2020年3月27日

愛知県知事 大村秀章 様

名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館301号
愛知県社会保障推進協議会
議長 森谷光夫

保護を要する身元不明者に対する愛知県海部福祉相談センターの
対応について愛知県として必要な施設及び体制の整備を求める要請書

貴職の日頃からのご尽力に敬意を表します。

さて、貴職の記者発表によれば、2020年1月17日深夜、大治町内において警察から保護を引き継いだ身元不明とされた高齢者を、愛知県海部福祉相談センター職員が、名古屋市内に置き去りにした事案が生じました。福祉の専門機関のとるべき行動とは思えず、高齢者の健康を損ない、場合によっては生命を奪う危険性もある行為で、許しがたく大変遺憾です。

この事案に対し、貴職からは「由々しき事態であり担当の職員は厳正に処分する」旨の発言があったと報道されています。しかし、本事案の問題は、深夜まで職員が受け入れ先を探しても見つからなかったことであり、そもそも関係機関との連携体制や対応マニュアルが整備されていなかったことにあります。担当職員の自覚や使命感のみに本件の原因を求めることは再発防止につながりません。

今後、一人暮らしや認知症の高齢者の増加にともない、同様の事例が多くみられるようになることが想定され、自治体の責任や役割が一層重要になってきます。

つきましては、下記の事項を要請します。貴職におかれましては、県民の生命と健康を守る立場で責任ある対応をお願いいたします。

記

- 1 身元不明者に対する一時的な保護施設を整備すること。特に高齢者の身元不明者の場合、老人福祉法、高齢者虐待防止法に定める短期入所や養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの措置を速やかに行うことができるよう施策や受け入れ施設を整備すること。また、市町村に対し必要な居室を確保するよう援助すること。
- 2 夜間、休日等における対応について、警察や医療機関、施設などでたらいまわしにならない様、県の責任で連携して受け入れができる体制をつくること。またマニュアルを整備するなど対応の周知徹底をはかること。
- 3 経験豊富で専門知識を持った職員が福祉行政に携わることができるよう県の体制を整備するとともに市町村に対して援助すること。また職員の研修、事例研究等を充実させること。

以上

老人福祉法

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、（以下略）

第六条の二 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 この法律に基づく福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 老人の福祉に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

2 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、この法律の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理する福祉事務所に委任することができる。

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第九条 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。